

○深谷市老朽空家等除却確認書交付事務取扱要綱

令和2年7月9日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の生活環境の改善を図るため、除却された老朽空家等の敷地の用に供していた土地における、深谷市税条例（平成18年1月1日条例第70号）第71条第1項第4号の規定に基づき実施する固定資産税及び都市計画税の減免の申請に要する老朽空家等除却確認書（以下「除却確認書」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽空家等 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる一戸建ての住宅であって当該用途に供する部分の床面積が述べ床面積の2分の1未満のものを含む。）、かつ、居住の用に供されていない期間がおおむね1年以上の住宅（居住の用に供されていない期間がおおむね1年以上経過していない住宅であっても、相続等により取得し、相続等の発生日から1年以内のものを含む。）をいう。ただし、当該老朽空家等に、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第14条第2項の勧告がなされているものは除く。

(2) 老朽空家等跡地 除却された老朽空家等の敷地の用に供されていた土地をいう。

(対象)

第3条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する老朽空家等跡地について、除却確認書を交付することができる。

(1) 令和2年1月2日から令和7年1月1日までの間に老朽空家等を除却した土地であること。

- (2) 当該老朽空家等が除却された日（以下「除却日」という。）の属する年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税について地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けた土地であって、当該老朽空家等が除却されたことにより除却日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税が除却日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税について当該除却老朽空家等分の住宅用地特例の適用を受けないこととなる土地であること。
- (3) 除却日の属する年の1月1日における老朽空家等跡地の納税義務者が個人（共有名義を含む。）であること。ただし、共有名義の中に法人が含まれる場合についてはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、除却確認書の交付の対象としないものとする。

- (1) 老朽空家等跡地に新たに建物が建築された場合
- (2) 老朽空家等跡地を営利目的で使用している場合
- (3) 除却確認書の交付を受けようとする者が市税を滞納している場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

（除却確認書の有効期間）

第4条 有効期間は、除却日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度からその翌々年度までとする。ただし、第5条第2号から第4号のいずれかに該当する場合は、該当すると認められた期日の属する年度をもって、有効期間を終了するものとする。

（除却確認書の取消し）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合については、除却確認書を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の事実により除却確認書の交付を受けたと認められる場合
- (2) 老朽空家等跡地を適正に管理していないと認められる場合

- (3) 除却日の属する年の1月1日における老朽空家等跡地の納税義務者と、減免を受けようとする年の1月1日における老朽空家等跡地の納税義務者が異なる場合。
ただし、相続等による場合はこの限りではない。
- (4) 第3条第2項の規定に該当すると認められた場合
(交付申請)

第6条 除却確認書の交付を受けようとする者は、市長に除却確認書交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 除却された老朽空家等の建築年を確認できる書類
- (2) 除却された老朽空家等について、除却する前の、居住の用に供されていなかった期間がおおむね1年以上であったことを確認できる書類。または、相続等が発生した日及び被相続人と相続人の関係が確認できる書類
- (3) 除却日を確認できる書類
- (4) 老朽空家等跡地の現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和2年7月9日市長決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年11月30日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年4月1日部長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月25日部長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の規定は、令和4年度以後の固定資産税及び都市計画税の減免の申請に要する除却確認書の交付申請について適用する。

附 則 (令和4年3月4日部長決裁)

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。